

## 中央労働委員会の救済命令にあたって

本日、中央労働委員会からJR東海労本部、新幹線関西地方本部、名古屋車両所分会が、会社による組合掲示物の一方的撤去に対する救済を申し立てていた事件に対して、愛知県労働委員会に続き救済を命じる『命令書』が送付されてきた。

名古屋車両所分会の仲間は、分会の組合掲示板に掲出中の掲示物のうち9点を会社が平成17年5月22日から同年9月12日までの間に同掲示板から撤去したことは、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして平成18年2月21日に、「組合掲示物の撤去等、支配介入及び団結権の侵害の禁止」「苦情処理会議の開催等」

「撤去通告の際に、どの部分が、協約の定めるどの要件に違反しているのか明らかにすること」「今後、二度と組合の掲示物を撤去してはならないこと」「謝罪文の掲示及び社内誌への掲載」を求めて愛知県労働委員会に救済を申し立てた。

愛知県労働委員会は、会社が分会の掲示板から9点の掲示物を撤去したことは、いずれも労組法第7条第3号の支配介入に該当する不当労働行為であると判断して会社に対し平成22年2月8日付で文書手交を命じる旨の命令を発した。

しかし会社は何ら反省することなく、愛労委命令を不服として平成22年2月19日に同命令の取消及び救済命令の棄却を求めて、中央労働委員会に対し再審査を申し立てた。

この再審査申し立てに対し中央労働委員会は、9件の掲示物撤去に対する救済命令のうち2件の掲示物に対する救済命令の取消という一部誤った判断を下したものの、会社の悪あがきの再審査申し立てを一蹴し、明確に不当労働行為を認定した救済命令を発したのである。

私たちはこの間、会社による不当労働行為を許さない闘いとして地労委闘争を取り組み、労働委員会、中央労働委員会、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所までその闘いを進めてきた。その中で、最高裁判所においても、この掲示物の不当な撤去を不当労働行為として確定させてきたのだ。これは、日本労働運動史上に名を残す勝利・命令だといえる。

この私たちの勝利に危機感を抱いた会社は、最近またしても組合掲示物の一方的撤去や威圧・パワハラを含む様々な不当労働行為を再開してきた。会社は反省するどころか最高裁判所の決定をも嘲るような行為を繰り返している。

私たちは今なお続く組合掲示物の不当撤去や威圧・パワハラを断じて許さない。これからも労働組合として働く者を守るために闘い続ける。

職場からの闘いを通じて、加藤誠二さんや美世志会の仲間をはじめとするJR総連の旗の下に結集する仲間と強く連帯し、一切の組織破壊攻撃を粉碎し、組織強化と拡大を目指して邁進するものである。

2010年10月28日

JR東海労働組合中央本部  
新幹線関西地方本部  
名古屋車両所分会